

児童福祉法施行規則及びこども家庭庁の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令案について（概要）

こども家庭庁支援局虐待防止対策課

1. 改正の趣旨

- 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 29 号。以下「改正法」という。）において、一時保護委託者の登録制度を創設したところ。
- 改正法による改正後の児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「改正後児童福祉法」という。）第 34 条の 22 第 1 項において内閣府令に委任された事項及び同法第 34 条の 25 第 1 項に基づく立入検査に関する事項について児童福祉法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 11 号。以下「規則」という。）において定めるとともに、その他所要の改正を行うもの。

2. 改正の概要

- （1）一時保護委託者の登録申請の際に添付する書類に関する規定
 - 一時保護委託者の登録申請の際に申請書に添付する書類として、次の書類を定める。
 - ・ 改正後児童福祉法第 34 条の 22 第 2 項の基準に適合していることを証する書類
 - ・ その他都道府県知事が必要と認める書類
- （2）立入検査等の際に携帯する職員の身分証に関する規定
 - ① 改正後児童福祉法第 34 条の 25 第 1 項の規定による立入検査等の際に携帯すべき証明書は、規則第 3 号様式によるものとする。
 - ② 改正後児童福祉法第 34 条の 25 第 1 項の規定による立入検査等の際に携帯すべき証明書について、こども家庭庁の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する内閣府令（令和 5 年内閣府令第 42 号。以下「様式特例府令」という。）に規定する別記様式によることができることとする。
 - ③ 親子再統合支援事業者、社会的養護自立支援拠点事業者、意見表明等支援事業者、妊産婦等生活援助事業者又は児童育成支援拠点事業者に対する立入

検査等の際に携帯すべき証明書について、様式特例府令に規定する別記様式によることができることとする。

(3) その他所要の改正を行う。

3. 根拠条項

- 改正後児童福祉法第34条の22第1項

4. 施行期日等

- 公 布 日：令和8年9月上旬（予定）
- 施行期日：令和8年10月1日。ただし、2（2）③及び（3）の一部については、公布の日から施行することとする。